

7近経第237号
令和7年12月8日

滋賀県長浜市下之郷町709
アクア株式会社
代表取締役 西村 邦彦 殿

近畿中国森林管理局長

指名停止通知書

この度、貴社及び貴社の従業員が、労働安全衛生法違反により略式命令を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成19年7月2日付け18林政政第793号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和7年12月22日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和7年12月9日～令和7年12月22日（2週間）

2 指名停止の理由

アクア株式会社及び同社従業員は、米原市発注の工事において、作業員の死亡事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により略式起訴され、長浜簡易裁判所からそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、令和7年6月にそれぞれ刑が確定した。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。